

保存期間 5 年

通達乙県セ第329号

平成26年 8 月 1 日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察ホームページ運用要領の制定について

このたび、ホームページによる広報活動の効果的推進を図るため、別添のとおり茨城県警察ホームページ運用要領を制定したので適正な運用に努められたい。

別添

茨城県警察ホームページ運用要領

第1 趣旨

この要領は、茨城県警察における広報活動を効果的に推進するため、茨城県警察がインターネット上に開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

ホームページの運用については、茨城県警察広報活動に関する訓令（昭和47年茨城県警察本部訓令第14号）、茨城県警察における個人情報の管理に関する訓令（平成18年茨城県警察本部訓令第9号）、茨城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年茨城県警察本部訓令第10号）、警察情報システムの情報セキュリティ要件について（平成26年3月12日付け通達甲情管第9号）及び警察情報システムの情報セキュリティ要件に係る細目について（平成26年3月12日付け通達乙情管第202号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 運用主管課

ホームページの運用主管課は、警務部県民安心センター（以下「県民安心センター」という。）とする。

第4 運用管理者及び運用責任者

- 1 県民安心センターにホームページの運用管理者及び運用責任者を置く。
- 2 運用管理者は、警務部県民安心センター長をもって充て、ホームページの円滑な運用及びサーバに搭載されたデータの管理に当たる。
- 3 運用責任者は、県民安心センターの広報官をもって充て、ホームページの運用に関して運用管理者を補佐し、ホームページを利用する所属との連絡調整に当たる。

第5 ホームページの運用

1 事前協議

所属長は、ホームページに新たに情報を掲載し、又は掲載中の情報を更新し、もしくは修正しようとするときは、事前に運用管理者と情報の内容について協議する。ただし、警察署長が協議を行うときは、掲載内容に係る業務を主管する警察本部の所属長を経由して行うこととする。

2 掲載等の依頼

- (1) 所属長は、1の協議を経て新たに情報を掲載し、又は掲載中の情報を更新し、修正し、若しくは削除しようとするときは、茨城県警察ホームページ掲載等依頼書（別記様式）に必要事項を記載し、掲載に必要なデータを添付の上、掲載開始の前日までに運用管理者に送付する。ただし、日々更新すべき情報又は緊急に掲載する必要のある情報については、この限りでない。
- (2) 運用管理者は、(1)の依頼の内容に疑義が生じたときは、当該依頼をした所属長に対して説明を求め、必要に応じて補正を求めることができる。

3 掲載情報の点検等

所属長は、ホームページに掲載された自所属の情報について、定期的に掲載の継続、更新、修正及び削除の要否を点検・検討し、適切かつ効果的な情報発信に努める。

4 協力の要請

運用管理者は、ホームページに掲載するコンテンツ（文章、写真、絵、音等で構成された情報）を作成するに当たり、必要と認めるときは、関係する所属長に対して職員の派遣等の必要な協力を求めることができる。

第6 電子メールの取扱い

- 1 所属長は、ホームページを經由して電子メールを受信したときは、受信した電子メールの情報の適切な管理及び処理に努める。
- 2 所属長は、受信した電子メールを回送する必要があると認めるときは、速やかに当該業務を担当する所属長へ回送し、回送を受けた所属長は適切に処理する。

第7 運用上の留意事項

- 1 ホームページに情報を掲載するに当たっては、誤った情報を発信することのないように、十分な事前検討と確認を行うこと。
- 2 個人情報及び提供情報の保護に万全を期し、その取扱いに誤りのないよう細心の注意を払うこと。
- 3 掲載内容が知的所有権等の侵害や不適切な表現とならないよう、十分に配慮すること。
- 4 利用者の利便性及び操作性に配慮したホームページの作成に努めること。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、ホームページの運用に関し必要な事項は、別に定める。

<様式略>